

## 規制シート(様式)

190196300810001

平成28年12月27日

規制の名称	共同溝の整備等に関する特別措置法	所管府省	国土交通省
根拠法令等	共同溝の整備等に関する特別措置法	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	道路局路政課長 鎌原宜文
規制目的	共同溝の建設及び管理に関する特別の措置等を定め、特定の道路について、路面の掘さくを伴う地下の占用の制限と相まって共同溝の整備を行なうことにより、道路の構造の保全と円滑な道路交通の確保を図ることを目的とする。		
規制内容の概要	共同溝の整備等に関する特別措置法は、上記を目的として策定された法律であり、主な規制事項は以下のとおりである。 第4条は、共同溝整備道路における許可等の制限について定めている。共同溝を整備する道路に占用物件を設置するために道路を掘り返す行為は、道路の掘返しによる道路交通の障害や道路の不経済な損傷を招くものであるため、円滑な道路交通の確保や道路構造の保全を図る観点から、共同溝整備道の車道の地下の占用を原則として禁止することを規定している。	関連する予算	道路交通円滑化事業費等
規制の最近の 改廃経緯	—	関連する 政策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理由	本法の規制は、国民の重要な共有財産である道路の構造の保全、円滑な道路交通の確保等の目的のため必要不可欠なものである。また、第14条において共同溝の占用を認めるなど代替措置が設けられており、その内容も合理的なものであるから、引き続き規制の維持が必要と考えられる。	規制の維持、改革 又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		